

宇宙政策委員会運営規則（案）

宇宙政策委員会

平成 24 年 7 月 31 日

改正 平成 27 年 5 月 11 日改正 令和 7 年 3 月 25 日

（趣旨）

第 1 条 宇宙政策委員会（以下「委員会」という。）の議事の手続きその他委員会の運営に必要な事項は、宇宙政策委員会令（平成 24 年政令第 186 号）に定めるもののほか、以下のとおりとする。

（小委員会）

第 2 条 委員会は、小委員会を置くことができる。

- 2 小委員会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員（以下、「委員等」という。）は、宇宙政策委員会委員長（以下、「委員長」という。）が指名する。
- 3 小委員会に、座長を置き、当該小委員会に属する委員等のうちから委員長が指名する。
- 4 座長は、当該小委員会の事務を掌理する。
- 5 座長は、当該小委員会に属する委員等のうちから、座長代理を指名することができる。

（ワーキンググループ等）

第 3 条 委員会は、ワーキンググループ等を置くことができる。

- 2 ワーキンググループ等に属すべき委員等は、委員長が指名する。
- 3 ワーキンググループ等に、座長を置き、当該ワーキンググループ等に属する委員等のうちから委員長が指名する。
- 4 座長は、当該ワーキンググループ等の事務を掌理する。
- 5 座長は、当該ワーキンググループ等に属する委員等のうちから、座長代理を指名することができる。

（会議の公開）

第 4 条 委員会、分科会、部会、小委員会及びワーキンググループ等（以下、「委員会等」という。）の議事は原則として非公開とする。

- 2 委員会等における審議の内容等につき、委員会等の終了後、原則としてプレスブリーフィングを行う。
- 3 委員会等の終了後、速やかに委員会等の議事要旨を作成し、これを公表する。
- 4 会議資料は、原則として公開とする。
- 5 委員長、分科会長、部会長及び座長が非公開とすることを必要と認めた場合には、議事要旨および会議資料の全部又は一部を非公開とすることができる。

(議事録の公表)

- 第5条 委員会等の議事録を作成し、所属する各委員等に諮った上で、一定期間を経過した後にこれを公表する。
- 2 委員会等が、非公開で審議を行った場合は、所属する各委員等に諮った上で、当該部分の議事録を非公開とすることができる。

(庶務)

- 第6条 委員会等の庶務は、内閣府宇宙開発戦略推進事務局において処理する。

(雑則)

- 第7条 この規則に定めるもののほか、委員会等の議事の手続きその他運営に関し必要な事項は、委員長、分科会長、部会長及び座長が所属する各委員等に諮って定める。

付則

この規則は、委員会の決定の日から施行する。